

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議開催要綱

（目的）

第1条 保健・医療・福祉・介護など総合的な高齢者施策の推進について幅広く意見を聞くことにより、高齢者の支援と介護の質の向上を図るため、「北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議（以下「推進会議」という。）」を開催する。

（所掌事務）

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

- （1）北九州市高齢者支援計画（介護保険事業計画を含む）の策定・推進に関すること
- （2）高齢者の生きがいづくり、社会貢献・地域活動に関すること
- （3）介護予防に関すること
- （4）認知症対策に関すること
- （5）権利擁護に関すること
- （6）地域包括ケアに関すること
- （7）在宅生活の支援に関すること
- （8）地域包括支援センター運営協議会（地域包括支援センターの設置・運営等）に関すること
- （9）地域密着型サービス運営委員会（地域密着型サービスの運営等）に関すること
- （10）その他高齢者施策の推進に関して意見交換し、助言を行う必要があると認められるもの

（推進会議の組織）

第3条 構成員は、次の各号に掲げるもののうちから、保健福祉局長が依頼する。

- （1）介護サービス及び介護予防サービスの利用者又は被保険者
- （2）介護サービス及び介護予防サービスに関連する事業者及び職能団体等
- （3）地域における保健・医療・福祉関係者
- （4）学識経験者
- （5）その他保健福祉局長が適当と認めた者

（選任期間）

第4条 構成員の選任期間は平成26年3月31日までとする。

（座長及び副座長）

第5条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長、副座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、保健福祉局長の要請に基づき、座長が招集し、座長が議長を務める。

2 座長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その者から意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 推進会議の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、推進会議の決定により非公開とする。

(1) 不開示情報 (北九州市情報公開条例 (平成 1 3 年北九州市条例第 4 2 号) 第 7 条) に該当する事項について、意見交換等を行う場合

(2) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(会議録等の公開)

第 7 条 公開の会議については、その会議録を作成し、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 出席した者の氏名

(6) 議事の概要

(7) 会議経過 (発言の要旨)

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第 5 号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第 7 号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(分科会)

第 8 条 推進会議は、第 2 条に定める事項について、意見交換し助言を行うため、別表 1 に掲げる分科会を置き、同表に掲げる事項について意見交換し、助言を行う。

2 分科会は、構成員のうち別表 2 に掲げるもので構成する。

3 分科会に属する構成員は座長が指名する。

4 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。

5 分科会長・副分科会長は分科会に所属する構成員の互選により定める。

6 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

7 分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、副分科会長がその職務を代理する。

8 2 以上の分科会にかかる事項については、各分科会長の協議により、合同開催を行うことができる。

9 分科会の会議については、第 6 条の規定を準用する。

10 分科会の会議録等の公開については、第7条の規定に準じてその会議要旨を作成する。

(部会)

第9条 分科会長は、分科会の所掌に関し、より専門的な議題やその他臨時的な議題について、集中的に意見交換する必要があるものについて、部会を置くことができる。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会長及び部会に属すべき構成員は、分科会長が指名する。

4 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

5 部会の議事録等の公開については、第7条の規定に準じてその会議要旨を作成する。

(推進会議の庶務)

第10条 推進会議及び分科会の庶務は、保健福祉局総務部総務課及び地域支援部介護保険課並びに高齢者支援課、いのちをつなぐネットワーク推進課、健康推進課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

分科会名	所 掌 事 務
生きがい・介護予防分科会	1 高齢者の生きがいづくりの促進に関する事 2 高齢者による社会貢献・地域活動の支援に関する事 3 介護予防事業等の推進に関する事 4 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
認知症対策・権利擁護分科会	1 総合的な認知症対策の推進に関する事 2 高齢者の虐待防止や権利擁護の推進に関する事 3 高齢者介護にかかる苦情・相談に関する事(他の分科会に属することを除く) 4 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
地域包括支援分科会	1 地域包括支援センター運営協議会に関する事 2 地域包括ケアのあり方に関する事(他の分科会に属することを除く) 3 介護保険以外の在宅支援に関する事(他の分科会に属することを除く) 4 医療との連携に関する事 5 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
介護保険分科会	1 介護保険事業計画に関する事 2 地域密着型サービス運営委員会に関する事(他の分科会に属することを除く) 3 介護サービスの質の確保に関する事 4 高齢者の住まいに関する事 5 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの
地域密着型分科会	1 地域密着型サービス運営委員会に関する事(地域密着型サービスの指定・拒否に関する事) 2 介護保険にかかる施設整備に関する事 3 その他、当分科会で処理する必要があると認められるもの

別表 2 (第 8 条関係)

分科会名	構 成 員 構 成
生きがい・介護予防分科会	第 3 条第 1 項に掲げるもの
認知症対策・権利擁護分科会	第 3 条第 1 項に掲げるもの
地域包括支援分科会	第 3 条第 1 項に掲げるもの
介護保険分科会	第 3 条第 1 項に掲げるもの
地域密着型分科会	第 3 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げるもの